明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委四）　一
〔告　示〕
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働二八二）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社工事完了、阪神高速道路株式会社社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

規則

○原子力規制委員会規則第四号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第六条第一項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十二第一項、第四十三条の三の二十四第一項及び第四十三条の三の三十二の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月二十八日

原子力規制委員会委員長代理委員　田中　知